

## パソコンリサイクルのご案内

この事業は、通常の処理で事業系パソコンをリサイクルする場合は、1台当たり3千円から4千円の費用がかかり、企業にとって負担となっているのが現状です。本事業では、メーカーにリサイクル料金を支払う、あるいは廃棄物として処理する方法ではなく、パソコンを無償で引取りし専門業者がリサイクル処理する方法です。

パソコンの中にある貴重な資源の有効利用のために、リサイクル活動にご協力をよろしくお願いいたします。

### 1. 対象者

現在リサイクル事業に参加している企業を対象とします。

### 2. 参加申込方法

別紙「参加申込書兼同意書」に記載の使用条件に同意の上、組合事務局まで提出してください。

### 3. 回収対象品と対象外品

対象品		①デスクトップPC本体 ②ノートPC ③液晶ディスプレイ ※ディスプレイのみでの回収は出来ません。
回収対象外		キーボード      マウス      ブラウン管モニター      プリンター      ケーブル

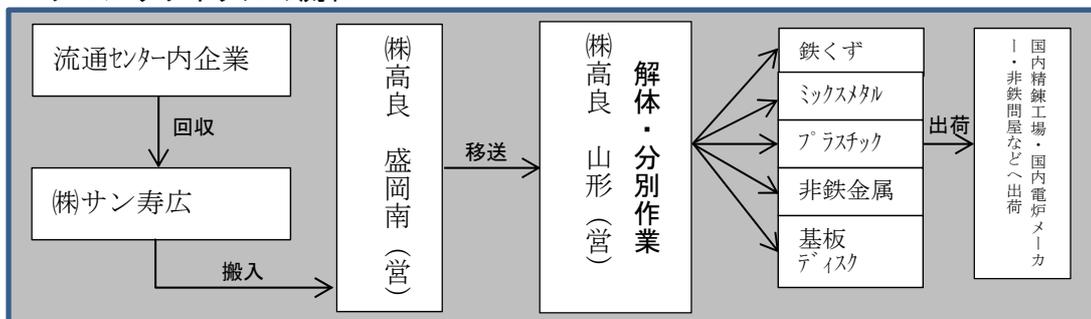
### 4. 回収方法

不用となったパソコン機器がある場合、現在行っているリサイクル品回収時に申し出てください。回収は、原則次回の回収日としますが排出量などにより変更となる場合がありますので、回収業者の指示に従ってください。

### 5. データ消去【重要】

各社で回収前にデータ消去をお願いします。消去方法は、別紙「データ消去について」を参照ください。(破壊した場合のディスクは必ず添付してください。)

### 6. パソコンリサイクルの流れ



### 7. リサイクルの方法

機密情報・データ等の流出を防止するため一切リユース（再利用）は行なわず、解体分別し、資源の有効利用のためリサイクルを行ないます。

### 8. リース物件の取扱いについて

リース物件は、所有権がリース会社にあるため、回収することができません。

## データ消去について

### パソコンの廃棄時のハードディスク上のデータ消去に関するご注意

パソコンは、オフィスや家庭などで、いろいろな用途に使われるようになってきています。これらのパソコンの中のハードディスクという記憶装置に、お客様の重要なデータが記録されています。したがって、そのパソコンを廃棄するときには、これらの重要なデータを消去するということが必要です。

ところが、このハードディスク内に書き込まれたデータを消去するというのは、それほど簡単ではありません。

「データを消去する」という場合、一般に

- ① データを「ごみ箱」に捨てる
- ② 「削除」操作を行う
- ③ 「ごみ箱を空にする」コマンドを使って消す
- ④ ソフトで初期化（フォーマット）する
- ⑤ 付属のリカバリーCDを使い、工場出荷状態に戻す

などの作業を行うと思います。

①の「ごみ箱」にデータを捨てた場合は、OSのもとでファイルの復元が可能です。更に②～⑤の操作をしても、ハードディスク内に記録されたデータのファイル管理情報が変更されるだけで、実際はデータが見えなくなっているだけの場合があります。これらのデータも復元が可能です。

つまり、一見データが消去されたように見えますが、WindowsなどのOSのもとで、それらのデータを呼び出す処理ができなくなっただけで、**本来のデータは残っている**という状態にあるのです。

したがって、特殊なデータ回復のための特殊なソフトウェアを利用すれば、これらのデータを読みとることが可能な場合があります。このため、悪意のある人により、このパソコンのハードディスク内の重要なデータが読みとられ、予期しない用途に利用される恐れがあります。

パソコンユーザーが、使用済みパソコンを廃棄する際に、ハードディスク上の重要なデータが流出するというトラブルを回避するためには、ハードディスクに記録された全データを、**ユーザーの責任において消去する**ことが非常に重要です。消去するためには、専用ソフトウェアあるいはサービスを利用するか、ハードディスク上のデータを物理的・磁氣的に破壊して、読めなくすることを推奨します。

データを消去する際に選択すべき方法としては、該当するパソコン及びハードディスクの状況に依存しますが、その一例を示すと下記のようになります。

パソコンとHDDの状態	データ消去方法例
(1)パソコンとHDDが稼働する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用ソフトにてデータ消去</li> <li>・専用装置にてデータ消去</li> <li>・HDDを物理的に破壊</li> </ul>
(2)パソコン本体は稼働しないが、HDDは稼働する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の稼働可能なパソコンにHDDを接続して専用ソフトにてデータ消去</li> <li>・専用装置にてデータ消去</li> <li>・HDDを物理的に破壊</li> </ul>
(3)HDDが稼働しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用装置にてデータ消去</li> <li>・HDDを物理的に破壊</li> </ul>

### 専用ソフトウェアでデータを消去する

ハードディスクに無意味なデータを上書きする方法です。上書きするデータのパターンや書き込み回数により様々な方式があります。ご家庭でも事業者様でも簡単に使用できる製品があります。当協会の会員が推奨するソフトウェアもあります。

### 専用装置でデータ消去する

消磁装置による消去は、ハードディスクの記録媒体を強磁気で消磁するものです。この方法で消去したハードディスクはハードディスクとして利用することができません。消磁装置は高価な機械ですので一般的にはデータ消去サービスを提供している会社からサービスを受けます。

### HDDを物理的に破壊する

専用機器でハードディスクを物理的に破壊して、機能滅失させる方法です。厳密な意味ではデータの消去ではありませんが、ハードディスクを破壊することによりデータの読み込みを不可能にします。最近では、販売店でもこの方式でサービスを提供しているところがあります。

### 注意

ご自分でパソコンからハードディスクを取り出してハンマーなどで叩き潰すのは、破片が飛んだりして危険ですのでおやめ下さい。最近のハードディスクは記録媒体をコーティングしている盤がガラスでできています。簡単に粉砕しますので大変危険です。

一般社団法人パソコン3R推進協会HPより抜粋

リサイクル事業「パソコン機器無料引取」

参加申込書兼同意書

【利用条件】

1. パソコン機器のデータは、事前に参加申込者が消去するかデータ記憶媒体の物理破壊を事前に行なうものとし、パソコン機器引取後にデータが漏洩し、参加申込者に損害が生じたとしても、協同組合盛岡卸センター（以下、「組合」という）は賠償責任を一切負わないものとする。
2. 参加申込者よりパソコン機器を引取りした時点で、無償譲渡により参加申込者から組合に所有権が移転する。
3. リース物件は、参加申込者に所有権が移転されたものは引取対象機器とする。
4. 引取りしたパソコン機器はリサイクル等資源の循環有効利用の為に利用される。
5. パソコン機器の引取り日時、引取対象機器等の詳細は、組合から別途案内する事項に従うものとする。

上記利用条件に同意した上で、協同組合盛岡卸センターリサイクル事業の「パソコン機器無料引取」に参加申込します。

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

㊞